

# 人権・同和問題Ⅲ

ねらい	人権・同和問題研修の講義方法等を学ぶことにより、講師の資質及び講義技術の向上を図る。		
メインターゲット	年度内に、各清掃事務所等において実施する同和問題研修の講師として登壇予定の職員。その他、各区等において人権・同和問題研修の講師登壇予定の職員		
申込条件	① 人権・同和問題研修の講師となる予定の職員 ② その他特に希望する職員		【需要数49名】
日数	1日間		
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権・同和問題に関するDVDの視聴</li> <li>○ 清掃・人権交流会との意見交換会</li> <li>○ 同和問題研修登壇経験者の実例紹介</li> <li>○ 効果的な研修の進め方について考える（講義・班討議）</li> </ul>		
日程 研修ID 通知期限		日程	研修ID
	第1回	6/25（火）	2460301
	第2回	7/3（水）	2460302
			5/27（月）

## 「同和問題」登壇にあたって

各清掃事務所、清掃工場、職層研修「清掃研修」の同和問題講師として登壇するときは、下記の要件を満たす必要があります。

- 1 対象者（※受講の対象者とは異なります）
  - (1) 清掃事業主管部署の管理者（課長級以上の職員）
  - (2) 清掃事業主管部署から異動した管理者（課長級以上の職員）
  - (3) 同和対策担当部署の職員（係長級以上の職員）

- 2 受講が必要な研修
  - (1) 講師等養成「人権・同和問題Ⅰ」
  - (2) 講師等養成「人権・同和問題Ⅱ」
  - (3) 講師等養成「人権・同和問題Ⅲ」

※ 講師等養成「人権・同和問題Ⅰ」及び「Ⅱ」については、過去に当該研修または平成17（2005）年度以前に東京都職員研修所の「講師等育成研修（同和問題科・本科）」を修了したことがある場合は、本年の研修を受講しなくても構いません。

講師等養成「人権・同和問題Ⅲ」については、講師として登壇する年度は必ず修了する必要があります。